

平成 26 年 3 月 12 日

各（介護予防）特定施設入居者生活介護事業所管理者 様  
各地域密着型特定施設入居者生活介護事業所管理者 様

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課長

（介護予防）特定施設入居者生活介護事業所及び地域密着型特定施設入居者生活介護事業所における看護職員及び機能訓練指導員の配置について

日ごろは本市の健康福祉行政にご理解・ご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、個別機能訓練加算を算定しない事業所について、看護職員が機能訓練指導員を兼務した場合、機能訓練指導員としての勤務時間の全体を看護職員としての勤務時間に算入すること（ダブルカウント）を認めておりました。しかし、「愛知県の指導方針（平成 24 年 10 月改正版）」において、平成 26 年 4 月 1 日以降はダブルカウントを認めないという方針が示され、本市もこれに準ずるとして指導を行ってきたところです。

ところが、周知が不十分であり、平成 26 年 4 月 1 日から本取扱いとすることが困難であることが判明したため、下記のとおり経過措置期間を延長するものです。

なお、本取扱いは、（介護予防）特定施設入居者生活介護事業所及び地域密着型特定施設入居者生活介護事業所に限って適用するものですのでご留意ください。

## 記

### 1 看護職員と機能訓練指導員の兼務について

経過措置期間経過後は、個別機能訓練加算を算定していない事業所であっても、看護職員と機能訓練指導員を兼務している職員について、勤務実態等により、当該職員の勤務時間数をそれぞれの業務に従事する時間に割り振ったうえで、看護職員、機能訓練指導員それぞれの配置基準を満たすか判断すること。

したがって、機能訓練指導員として勤務した時間を、看護職員の常勤換算時間数に含むことは認められない。なお、勤務表は、それぞれの職種毎に作成すること。

### 2 経過措置期間

平成 26 年 9 月 30 日まで